

介護支援専門員資格の各種手続きに関するQ&A

≪目次≫

1 介護支援専門員の登録関係

- Q 1 [介護支援専門員登録番号とは何ですか？](#) … P2
- Q 2 [介護支援専門員証に住所の記載がありません。記載漏れですか？](#) … P2
- Q 3 [事業所から介護支援専門員であることの証明書類として、「登録証明書」という A4 サイズ又は名刺サイズの書類の提示を求められました。介護支援専門員証で代用できますか？](#) … P2
- Q 4 [介護支援専門員の登録をすれば、介護支援専門員証の交付を受けなくとも介護支援専門員として勤務できますか？](#) … P2
- Q 5 [介護支援専門員の登録が削除されると、どうなりますか？](#) … P2

2 介護支援専門員の申請等関係

(1) 申請等関係の概要

- Q 1 [介護支援専門員に関する申請や届出には、どのようなものがありますか？](#) … P3
- Q 2 [各種申請・届出様式はどこで入手できますか？](#) … P3
- Q 3 [各種申請の提出時期（提出できる期間）はいつ頃ですか？](#) … P4
- Q 4 [各種申請の提出先は、現在住んでいる都道府県ですか？](#) … P4

(2) 登録申請

- Q 1 [実務研修の修了後、登録申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？](#) … P4
- Q 2 [山形県で実務研修を受けましたが、現在はA県に在住・勤務しているので、A県に介護支援専門員の登録申請と介護支援専門員証の交付申請をしていいですか？](#) … P4
- Q 3 [介護支援専門員の登録を証明するものはありますか？](#) … P5

(3) 交付申請

- Q 1 [実務研修を修了し登録した後、交付申請をしていません。今からでも間に合いますか？](#) … P5
- Q 2 [再研修の修了後、交付申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？](#) … P5

(4) 登録移転申請

- Q 1 [登録を移転したいのですが、どのような手続きが必要ですか？](#) … P6
- Q 2 [登録移転申請書（様式第2号）にある「山形県内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事し、又はしようとすることを証する書面」とは何ですか？](#) … P6
- Q 3 [登録を移転すると、新たに登録番号が付与されるのですか？](#) … P6

(5) 登録事項の変更

- Q 1 [氏名が変わりましたが、旧氏名のままの介護支援専門員証を使い続けてもいいですか？](#) … P7
- Q 2 [住所を変更したのですが、どのような手続きが必要ですか？](#) … P7

(6) 再交付申請

- Q 1 [介護支援専門員証の有効期間が満了しても、再交付申請をすれば改めて取得できますか？](#) … P8
- Q 2 [再交付申請で介護支援専門員証を取得した後、紛失した介護支援専門員証が見つかったのですが、どうすればよいですか？](#) … P8

(7) 有効期間更新交付申請

- Q 1 [更新交付申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？](#) … P8
- Q 2 [更新交付申請を有効期間満了日の1年前に行うと、次回有効期間は1年短くなりますか？](#) … P8
- Q 3 [再研修の修了後、様式第6号の有効期間更新交付申請をすればよいですか？](#) … P8

(8) その他

- Q 1 [介護支援専門員証交付の申請後、新たな介護支援専門員証が届くのはいつですか？](#) … P9

1 介護支援専門員の登録関係

Q 1 介護支援専門員登録番号とは何ですか？

A 1 平成 18 年度法改正により、従来の介護支援専門員登録証明書が介護支援専門員証に変更されるに伴い、登録番号（数字 8 桁）が各人に割り振られることとなりました。登録証明書の証明番号（数字 4 桁）とは異なりますので、登録番号がご不明な方は登録している都道府県にご確認ください。

Q 2 介護支援専門員証に住所の記載がありません。記載漏れですか？

A 2 平成 27 年度から、介護支援専門員証への住所の記載がなくなりました。個人情報保護の観点から全国的にこのような取扱いに変わりましたので、ご了承ください。

Q 3 事業所から介護支援専門員であることの証明書類として、「登録証明書」という A4 サイズか名刺サイズの書類の提示を求められました。介護支援専門員証で代用できますか？

A 3 平成 18 年度から、介護支援専門員であることの証明書類は介護支援専門員証（名刺サイズ）となりました。平成 17 年度以前は介護支援専門員登録証明書という A4 サイズの書類と介護支援専門員登録証明書（携帯用）という名刺サイズの証明書類がありましたが、現在は発行していません。事業所には介護支援専門員証が証明書類である旨説明のうえ、ご提出ください。

Q 4 介護支援専門員の登録をすれば、介護支援専門員証の交付を受けなくとも介護支援専門員として勤務できますか？

A 4 できません。必ず介護支援専門員証の交付を受けてください。交付を受けないまま介護支援専門員の業務に従事した場合、登録消除の対象になります。

Q 5 介護支援専門員の登録が消除されると、どうなりますか？

A 5 介護支援専門員証資格は法令に定める登録消除事由に該当した日から無効となり、介護支援専門員証は返還しなければなりません。また、その後 5 年間は再度登録を受けることができなくなります。

2 介護支援専門員の申請等関係

(1) 申請等関係の概要

Q 1 介護支援専門員に関する申請や届出には、どのようなものがありますか？

A 1 介護支援専門員に関する申請等は、下図のとおりです。

申請(届出)の種類	申請(届出)の内容	申請(届出)者	様式	手数料
①登録申請	介護支援専門員の登録をする場合	実務研修修了者	(様式第1号)介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書	なし
②交付申請	新たに介護支援専門員証の交付を受ける場合	実務研修又は再研修修了者		4,200円
③登録移転申請	他都道府県から本県に登録を移転し、介護支援専門員証の交付は受けない場合	介護支援専門員証を所持しておらず、今後も所持する予定がない者	(様式第2号)介護支援専門員登録移転申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書	なし
		同時に②交付申請をする者		4,200円
	同時に⑥有効期間更新申請をする者	3,600円		
	他都道府県から本県に登録を移転し、介護支援専門員証の交付を受ける場合	その他の者		1,600円
④登録事項変更届出	住民票上の住所又は戸籍上の氏名を変更した場合	介護支援専門員証を所持していない者	(様式第3号)介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書	なし
住所のみ変更した者				
⑤書換え交付申請		氏名を変更した者		1,600円
⑥死亡等届出	登録を受けた本人が死亡した場合	相続人		
⑦登録削除申請	介護保険法その他法令の規定により登録を削除される者に該当した場合、又は登録削除を申請する場合	登録を受けている者	(様式第4号)介護支援専門員死亡等届出書 兼 介護支援専門員登録削除申請書	なし
		登録を受けている者が被成年後見人又は被保佐人の場合、後見人又は保佐人		
⑧再交付申請	汚損、破損、亡失又は滅失により再交付を申請する場合	有効な介護支援専門員証を所持している者	(様式第5号)介護支援専門員証再交付申請書	1,100円
⑨有効期間更新交付申請	介護支援専門員証の更新を行う場合	専門研修、更新研修又は主任更新研修修了者	(様式第6号)介護支援専門員証有効期間更新交付申請書	2,000円

※ 複数の申請を同時に行う場合、申請種別毎に手数料がかかります。

(例) 有効な介護支援専門員証を亡失した方が、介護支援専門員証を更新したい場合

有効期間更新交付申請 2,000円 + 再交付申請 1,100円 = 3,100円の手数料

Q 2 各種申請・届出様式はどこで入手できますか？

A 2 各種申請・届出様式は、下記のホームページからダウンロードすることができます。窓口配布は行っておりません。

なお、自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAXで様式を送付することも可能です。請求する様式名とご連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>[介護支援専門員の資格に関する各種手続きについて](#)



【提出先】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当
TEL : 023-630-3124 / FAX : 023-630-3321

Q 3 各種申請の提出時期（提出できる期間）はいつ頃ですか？

A 3 提出時期は、下図のとおりです。

申請(届出)の種類	提出時期
①登録申請	実務研修修了後3か月以内
②交付申請	実務研修修了者の場合：登録後5年以内
	再研修修了者の場合：再研修修了後5年以内
③登録移転申請	登録している都道府県以外の都道府県にある事業所等に勤務（予定）のとき ※勤務前でも勤務後でもよい。
④登録事項変更届出 ⑤書換え交付申請	住所又は氏名に変更があったときに遅滞なく
⑥死亡等届出	死亡の事実を知った日から30日以内
⑦登録削除申請	登録削除事由に該当することとなった日から30日以内 ※申請による登録削除の場合は随時。
⑧再交付申請	有効な介護支援専門員証を亡失・滅失・汚損・破損したとき
⑨介護支援専門員証の有効期間更新交付申請	有効期間満了日まで

Q 4 各種申請の提出先は、現在住んでいる都道府県ですか？

A 4 提出先は、申請（届出）の種類により異なります（下図参照）。

申請(届出)の種類	提出先
①登録申請	実務研修を実施した都道府県
②交付申請	介護支援専門員の登録がある都道府県
③登録移転申請	他都道府県から本県に登録を移転する場合：移転元の都道府県
	本県から他都道府県に登録を移転する場合：本県
④登録事項変更届出 ⑤書換え交付申請 ⑥死亡等届出 ⑦登録削除申請 ⑧再交付申請 ⑨介護支援専門員証の有効期間更新交付申請	介護支援専門員の登録がある都道府県

(2) 登録申請

Q 1 実務研修の修了後、登録申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？

A 1 実務研修修了後3か月を経過すると、登録申請できません。その場合、改めて実務研修を受講・修了のうえ登録申請を行ってください。

Q 2 山形県で実務研修を受けましたが、現在はA県に在住・勤務しているので、A県に介護支援専門員の登録申請と介護支援専門員証の交付申請をしていいですか？

A 2 まず、実務研修修了後3か月以内に本県に対して登録申請を行ってください（この時点で介護支援専門員証の交付申請を同時に行う必要はありません）。

本県から登録通知が届いたら、次にA県に対し登録移転申請と介護支援専門員証の交付申請を行ってください。ただし、この2つの申請を同時にしてもよいか、事前にA県にご確認ください。

なお、実務研修修了後3か月を経過すると、実務研修の修了は無効となり、再度実務研修を受講・修了しなければ登録申請ができなくなります。

Q 3 介護支援専門員の登録を証明するものはありますか？

A 3 登録申請を受付後、山形県介護支援専門員資格登録簿に登録された旨の通知を郵送します。通知（A 4 普通紙）には、氏名、生年月日、住所、登録番号、登録年月日が記載されております。介護支援専門員の登録番号や登録年月日を確認できるのは登録通知のみとなりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

なお、再発行は行っておりません。

(3) 交付申請

Q 1 実務研修を修了し登録した後、交付申請をしていません。今からでも間に合いますか？

A 1 登録後5年以内であれば、介護支援専門員証の交付申請は可能です。

ただし、登録後5年を経過すると、交付申請はできません。その場合、再研修を受講・修了のうえ登録申請を行ってください。

なお、新規交付される介護支援専門員証の有効期間の起算日は、介護支援専門員証の交付日です。登録日から5年ではありませんのでご注意ください。

(例) 令和元年6月1日 介護支援専門員の登録日
令和4年4月1日 介護支援専門員証の交付日（新規交付）
令和6年5月31日 交付申請の期限
令和9年3月31日 介護支援専門員証の有効期間満了日

Q 2 再研修の修了後、交付申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？

A 2 登録後5年以内であれば、介護支援専門員証の交付申請は可能です。

ただし、再研修修了後5年を経過すると、交付申請はできません。その場合、改めて再研修を受講・修了のうえ登録申請を行ってください。

(4) 登録移転申請

Q 1 登録を移転したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 1 勤務（予定）先が現在登録している都道府県以外の都道府県にある場合、当該都道府県に登録移転することができます。手続きは、次のいずれの場合に該当するかにより様式や提出先が異なります。
なお、様式及び詳細は、現在登録している都道府県及び本県ホームページをご確認ください。

① 他の都道府県から本県に登録を移転する場合（転入）

介護支援専門員登録移転申請及び介護支援専門員証交付申請を本県の指定様式（様式第2号）で、現在登録している都道府県に提出してください。住所変更を伴う場合、同時に介護支援専門員登録事項変更届出を現在登録している都道府県に提出してください。

② 本県から他の都道府県に登録を移転する場合（転出）

介護支援専門員登録移転申請及び介護支援専門員証交付申請を移転先の都道府県の指定様式で、本県に提出してください。住所変更を伴う場合、同時に介護支援専門員登録事項変更届出を本県の指定様式（様式第3号）で、本県に提出してください。

他の都道府県から本県に登録を移転する場合（転入の場合）			
手続き種別	様式		提出先
住所変更届出	現在登録している都道府県の指定様式		現在登録している都道府県
登録移転申請	本県の指定様式	登録移転申請書 兼 証交付申請書 (様式第2号)	
証交付申請			
山形県から他の都道府県に登録を移転する場合（転出の場合）			
手続き種別	様式		提出先
住所変更届出	本県の指定様式	登録事項変更届出 (様式第3号)	本県
登録移転申請	移転先の都道府県の指定様式		
証交付申請			

※ 証の交付を受けている方は、登録移転申請のみの手続きはできません。必ず証交付申請も併せて行ってください。

本県の指定様式はこちらをご確認ください

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>[介護支援専門員の資格に関する各種手続きについて](#)



Q 2 登録移転申請書（様式第2号）にある「山形県内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事し、又はしようとすることを証する書面」とは何ですか？

A 2 勤務（予定）先から発出された辞令書や雇用契約書等の写しや、施設長等からの従事証明書（任意様式）等が該当します。ただし、本県内にすでに住所がある場合は、当該書面の提出を省略できます。

Q 3 登録を移転すると、新たに登録番号が付与されるのですか？

A 3 登録番号は登録を移転した場合であっても変わりません。
また、有効期間満了日やその他登録情報についても、すべてそのまま引き継がれることとなります。

(5) 登録事項の変更

Q 1 氏名が変わりましたが、旧氏名のままの介護支援専門員証を使い続けてもいいですか？

A 1 現行法上、氏名が変わった場合、その旨を速やかに届け出て、変更後の氏名が記載された介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。また、住民票上の氏名と異なる氏名(旧氏名)の介護支援専門員証は交付できません。よって、必ず書換え交付申請をしてください。ただし、有効期間が満了している場合、介護支援専門員証の書換え交付はできませんので、登録事項変更届出のみ行ってください(介護支援専門員証の交付はされません)。その後、再研修を受講・修了し交付申請を行うと、変更後の氏名が記載された介護支援専門員証が交付されます。

手続きについては、本県ホームページをご確認ください。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>[介護支援専門員の資格に関する各種手続きについて](#)



Q 2 住所を変更したのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 2 次のいずれの場合に該当するかにより、手続きが異なります。

① 本県内で転居した場合(例:山形市から上山市への転居)

本県に対して介護支援専門員登録事項変更届出をしてください(住所変更の届出は、法令で定められた義務です)。手続きの詳細は、本県ホームページをご確認ください。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>[介護支援専門員の資格に関する各種手続きについて](#)



② 他の都道府県から又は他の都道府県へ転居した場合

介護支援専門員登録事項変更届出の手続きは①と同様です。そのほか、勤務(予定)先が転居先にある場合、登録移転手続きができます(登録移転は義務ではありません)。→[上記2\(4\)Q1](#)参照。

※ 登録移転は義務ではありませんが、介護支援専門員資格の更新に係る研修は、原則として登録している都道府県で受講しなければなりません。よって、居住地と登録地が異なり、かつ居住地の都道府県で受講する場合は、受講の都度、受講地変更の手続きが必要です。

なお、受講地変更により登録地以外の都道府県で受講する場合、自都道府県に登録している方が優先的に受講決定されるため、定員超過の場合は受講できないことがあります。

(例) 山形県に登録しているが、居住地は宮城県の場合

→山形県で更新研修を受講しなければならないが、宮城県に相談のうえ申込が許可されれば、山形県に受講地変更願を提出することで、宮城県で受講できる。

※ 以下の本県ホームページから電子申請又は書面申請により、受講地変更の手続きを行ってください。書面申請の場合、申請書をダウンロードのうえ必要事項を記載し、郵送、FAX又は電子メールにより申請書と添付書類を提出してください。

山形県ホームページトップ>県政情報>オンライン県庁>県への申請・届出
>やまがたe申請(電子申請・施設予約サービス)ポータルサイト
>電子申請>山形県
>[介護支援専門員研修 受講地変更願\(山形県から他都道府県へ\)](#)



(6) 再交付申請

Q 1 介護支援専門員証の有効期間が満了しても、再交付申請をすれば改めて取得できますか？

A 1 できません。再交付申請は、介護支援専門員証の有効期間が満了していない方が、介護支援専門員証を紛失したり、破損したりした場合にのみ申請できるものです。すでに介護支援専門員証の有効期間が満了している場合、再研修を受講・修了した後に交付申請を行う必要があります。

Q 2 再交付申請で介護支援専門員証を取得した後、紛失した介護支援専門員証が見つかったのですが、どうすればよいですか？

A 2 介護支援専門員証の所持に関して、「1人につき介護支援専門員証は1つのみ」所持することが原則となっております。従前の介護支援専門員証が見つかった場合、当該証を速やかに本県高齢者支援課に返納してください。

(7) 有効期間更新交付申請

Q 1 更新交付申請をし忘れていました。今からでも間に合いますか？

A 1 有効期間満了後は、有効期間更新交付申請ができません。その場合、再研修を受講・修了のうえ交付申請を行ってください。

なお、その場合、有効期間満了後に介護支援専門員として実務に従事した場合、登録消除の対象となりますので、新たな介護支援専門員証の交付を受けるまで介護支援専門員として従事しないでください。

Q 2 更新交付申請を有効期間満了日の1年前に行うと、次回有効期間は1年短くなりますか？

A 2 なりません。更新交付された介護支援専門員証の有効期間の起算日は、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日です。更新交付された日ではありませんので、次回有効期間も必ず5年間になります。

(例) 令和 元年6月1日	現在の介護支援専門員証の交付日(新規交付)	} 有効期間 5年
令和 5年6月1日	有効期間更新交付申請をした日	
令和 5年7月1日	更新後の介護支援専門員証の交付日(更新交付)	
令和 6年5月31日	現在の介護支援専門員証の有効期間満了日	
令和 11年5月31日	更新後の介護支援専門員証の有効期間満了日	

Q 3 再研修の修了後、様式第6号の有効期間更新交付申請をすればよいですか？

A 3 再研修を修了した方は、様式第1号により新規交付申請をしてください。お持ちの介護支援専門員証の有効期間はすでに満了しているため、更新交付はできません。

なお、手続きの詳細は、本県ホームページをご確認ください。

[山形県ホームページトップ](#)>[健康・福祉・子育て](#)>[高齢者福祉](#)>[介護資格](#)
>[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)
>[介護支援専門員の資格に関する各種手続きについて](#)



(8) その他

Q 1 介護支援専門員証交付の申請後、新たな介護支援専門員証が届くのはいつですか？

A 1 不備のない書類を受け付けてから 2週間程度で、介護支援専門員証を登録住所または指定の住所へ郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月頃は、受付から30日程度を要する場合があります。

なお、郵送した書類が本県高齢者支援課に届いているか不安な方や、いつ届いたかを確認したいという方は、追跡可能な方法（特定記録、書留等）により郵送してください。